

新潟県条例第19号

新潟県風致地区条例及び新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(新潟県風致地区条例の一部改正)

第1条 新潟県風致地区条例（昭和45年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国、県、市又は新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の規定に基づきこの条例の規定に基づく事務を処理することとされた町村（以下「国等」という。）の機関（次に掲げる法人を含む。以下この項において同じ。）が行う行為（前項各号に掲げるものを除く。）については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事等に協議しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国、県、市又は新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の規定に基づきこの条例の規定に基づく事務を処理することとされた町村（以下「国等」という。）の機関（次に掲げる法人を含む。以下この項において同じ。）が行う行為（前項各号に掲げるものを除く。）については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事等に協議しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>

(新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福</p>	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福</p>

<p>社法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>社法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。